

富士市まちづくり協議会連合会規約

令和4年6月5日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、富士市まちづくり協議会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、富士市役所に置く。

(目的)

第3条 本会は、各地区のまちづくり協議会が、コミュニティ活動の活性化を図るため、各地区まちづくり協議会相互の連携及び行政機関との協働により、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力ある地区まちづくり活動を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地区まちづくり協議会の課題解決に向けた活動に対する支援や交流事業
- (2) 地区まちづくり協議会活動の情報共有
- (3) 行政機関との連携促進
- (4) 市内外で活動する団体との連携促進
- (5) その他本会が定める業務

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の表に掲げる団体の会員をもって構成する。

ブロック名	協議会名	会員
中部ブロック	吉原地区まちづくり協議会	各地区2名 ・地区会長1名 ・副会長等1名
	伝法地区まちづくり協議会	
	今泉地区まちづくり協議会	
	青葉台地区まちづくり協議会	
東部ブロック	吉永地区まちづくり協議会	
	元吉原地区まちづくり協議会	
	一般社団法人須津地区まちづくり協議会	
	浮島地区まちづくり協議会	
	原田地区まちづくり協議会	
北部ブロック	富士見台地区まちづくり協議会	
	神戸地区まちづくり協議会	
	吉永北地区まちづくり協議会	
	大淵地区まちづくり協議会	
南部ブロック	富士駅北地区まちづくり協議会	
	富士北地区まちづくり協議会	
	富士駅南地区まちづくり協議会	
	田子浦地区まちづくり協議会	
	富士南地区まちづくり協議会	

ブロック名	協議会名	会員
西部ブロック	岩松地区まちづくり協議会	各地区2名 ・地区会長1名 ・副会長等1名
	岩松北地区まちづくり協議会	
	富士川地区まちづくり協議会	
	一般社団法人松野地区まちづくり協議会	
北西部ブロック	鷹岡地区まちづくり協議会	
	広見地区まちづくり協議会	
	天間地区まちづくり協議会	
	丘地区まちづくり協議会	
		合計 52 名

2 各地区まちづくり協議会会長を本会の理事とする。

(会費)

第6条 各地区まちづくり協議会は、会費として年2万円を納入する。

第3章 総会

(種別等)

第7条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、その総会に出席した理事の中から議長を選任する。

3 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- (2) その他会長が必要と認めたとき

(権限)

第8条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告、決算報告、事業計画、予算計画
- (2) 規約の変更及び廃止
- (3) 解散
- (4) 理事会において総会に付議した事項
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(招集)

第9条 第7条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から60日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の30日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。

(決議等)

第10条 総会の決議は、会員の2分の1を超える会員が出席し、出席会員の2分の1を超える議決をもって行う。

2 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(書面表決等)

第11条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第4章 役員

(役員を選任等)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名

2 本会の役員は、理事の中から理事会の決議により選任する。

3 会長及び副会長は監事を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 会計は、本会の経理業務を行う。

4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の業務執行及び会計の監査
- (2) 前号において不正な事実を発見した際の、総会の招集及び総会への報告

(任期)

第14条 役員任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は3期6年を上限とする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第15条 本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、本会は、その総会の開催の日の1か月前までに、その役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 事故、又は心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(費用の支弁)

第16条 役員には、別に定める規定に基づき、活動に必要な経費を支弁することができる。前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(顧問及び相談役)

第17条 当会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。

3 顧問及び相談役の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び相談役の職務)

第18条 顧問は、会長の諮問に応じて意見を具申する。

2 相談役は、会長の要請により理事会等に出席し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成及び招集)

第19条 理事会は、すべての理事をもって構成し、会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席した場合は、当該理事会において出席した副会長から選出する。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(総会に関する規定の準用)

第20条 理事会には、第10条第1項から同条第4項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」を「理事会」と、「会員」を「理事」と読み替えるものとする。

(権限)

第21条 理事会は、次の職務を行う。各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 細則及び要領の変更及び廃止に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

第6章 正副会長会

(構成及び招集)

第22条 正副会長会は、すべての正副会長をもって構成し、会長が招集する。

2 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席した場合は、出席した副会長から選出する。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(権限)

第23条 正副会長会は、次の職務を行う。各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 理事会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 本会の運営に関する事項

第7章 計算

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第25条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、定時総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(監査等)

第26条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、定時総会の開催の日の40日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得なければならない。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第27条 本規約の変更は、総会において2分の1を超える会員が出席し、出席した会員の3分の2を超える多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第28条 本会は、総会において2分の1を超える会員が出席し、出席した会員の3分の2を超える多数の決議をもって解散することができる。

第9章 雑則

(細則)

第29条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は別に定める。

(委任)

第30条 この規約に定めのない事項は、総会で協議し決定する。

附則

1 この規約は、令和4年6月5日から施行する。

2 本会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和5年3月31日までとする。